

2025年12月14日開催「第9回研究大会」 予稿集

公募報告2（現地発表）

報告者：横山 均（長崎県立大学 地域創造学部長 教授）

タイトル：「個人情報保護法における提供元基準の問題」

個人情報保護法における個人識別情報該当性に関する実務上の判断は、当初は提供先基準であった。特定の個人情報ファイルに記録されている個人情報のうち、ランダムに付けられた整理番号以外の全項目を黒塗りした「情報の残骸」があるとする。仮に提供元基準を探ると、担当者であれば、整理番号から黒塗りした項目を復元でき、当該「情報の残骸」が個人情報に該当するため、行政機関に無用の負担を与えるからである。2013年のSuicaの利用履歴をめぐる騒動を契機に提供先基準が揺らぎ、消費者庁個人情報保護推進室において提供元基準への解釈変更が行われた。2015年の政府参考人答弁により提供元基準が確定した。2021年の個人情報保護法制の一元化に伴い、提供元基準は公的部門にも及ぶことになった。しかし、個人情報保護委員会のガイドライン及び同委員会事務局の事務対応ガイドには、提供元基準が必ずしも反映されておらず、個人識別該当性について解釈に揺らぎがあることが分かる。

個人情報保護法における個人識別情報該当性には、提供先基準、提供元基準、その他特筆すべきもの見解がある。

個人情報保護法と相互に補完する関係にある情報公開法制は、提供先基準である。併せて、情報公開法制の部分開示の規定が、個人情報保護法における提供元基準と重大な齟齬を来たしている。例えば、地方公共団体は、開発業者及び住民代表の打合せ記録について開示請求があった場合、通例では、開発業者の担当者名及び住民代表の氏名を黒塗りにして、開示請求者に対して部分開示する。しかし、個人識別情報該当性に関する提供元基準を探ってしまうと、当該地方公共団体は、個人識別情報を開示請求者に開示しているだけでなく、何人にも知りうる状態にしているという違法行為を犯したことになってしまう。当該個人識別情報の開示は、そもそも個人情報保護法69条の利用及び提供の制限の例外規定に該当しないからである。

情報公開条法制では、個人識別情報を含む不開示情報該当性について、個人識別のために照合する「他の情報」が、一般人を基準として入手可能な情報に限定されるか（一般人基準）、あるいは、特定の関係や立場にある者が入手できる情報も含まれるか（特定人基準）の対立がある。

個人情報保護法31条1項において、個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときを規定した。この解釈として、提供先の第三者から告げられていなくても、当該第三者との取引状況等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準とすれば、当該第三者によって個人データとして取得されることを通常想定できる場合が示されている。すなわち、同項では、提供元は、提供先との取引状況等の客観的事情に照らし、提供先の個人情報の蓄積状況を把握できること



を前提としていると解することができる。

提供元は、情報を提供する際に、提供先を特定しているため、情報公開法制と同様に、個人識別性の判断基準を特定人基準で判断することができる。すなわち、提供先が個人情報を大量に蓄積しているＩＴ企業等である場合には、提供元は、提供先において当該情報を照合して個人を識別することができる情報があるかどうか等提供先における情報の蓄積状況について必要な照会をすることにより、個人識別情報該当性の判断をすればよい。なお、提供先がこのようなＩＴ企業等でない場合は、提供元は提供先との取引状況等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準として、個人識別情報該当性の判断をすれば足りるものと考える。仮に、提供先において、提供された当初は個人識別情報該当性のない情報が、事後的に照合情報が大量に蓄積され、個人識別情報になったとする。この場合、提供先において、その時点から個情法の規律に服すれば足りるものと考える。提供元においては、あくまで非個人識別情報の提供にとどまり、提供の時点まで遡って個人識別情報の提供には当たることはないものと考える。